

## 英国訪問報告

2006年9月

(肩書きは、いずれも当時)

### ○ 環境・食糧・農村省 (DEFRA) を訪問 (9/7)

2005年は、気候温暖化問題において重大な意味を持つ年であったが、英国の役割は大きかった。ダボス会議では、貧困問題とともに気候変動問題が議論され、EU 排出権取引システム (EU-ETS) もスタートした。

そこで、DEFRA を訪問し、気候変動交渉の担当者との意見交換をおこなった。当初会談予定であった、温暖化交渉実務担当責任者のダーウェン氏が急遽出張となったため、彼の下で働いている、ネスビット氏ほかの皆さんにご対応いただいた。



まず、EU-ETS に対する評価を尋ねたところ、始動したばかりで確定的な評価をすることはまだ難しいとしながらも、これまでの市場メカニズムと環境問題の両立は困難であるという認識からの変化が見られるとの見解が示された。その背後には、企業の意識の高まり、世論の後押し等があり、取引価格が上昇すれば、企業の行動にも更に変化が見られるようになるのではないかとの考えが述べられた。

温暖化対策の導入を検討する際、日本においては、一部の企業等による抵抗がネックとなっているが、企業や個人がコミットすることへのインセンティブとして、英国では、環境税導入の代償として、エネルギーを大量に消費する産業に対する減税措置を行い、産業界に過度の負担をかけぬように配慮したという。

また他方で、温暖化問題に対する世論の高まりが政治家にプレッシャーを与えるとともに、企業自身が高い意識をもって取り組んでいるという現状も状況を後押ししているとのことであった。



排出量取引のマーケット間のリンクについては、京都議定書を批准している国同士がマーケットをリンクさせることは簡単であるとの見方を示す一方、他方、米国やオーストラリアといった非批准国とのリンクの可能性も排除せず、政治家レベルや政府レベルでアプローチを続けているとの話があった。具体的には、7月にカリフォルニアを訪問し、英国の経験をベースとした意見交換を行ったり、オーストラリアについても州政府との情報共有を行っているという。

さらに、途上国の京都議定書への参加についても、途上国に対するインセンティブの準備、開発支援と気候変動をリンクさせることが必要であるとの考えが述べられた。

また、日本の環境省がおこなっているパイロット・プロジェクト (自主参加型国内排出

量取引制度)にも非常に興味を持っているという。

訪米のときと同様に、将来の温暖化問題について、楽観的か、悲観的かと問いかけたところ、温暖化問題が、政治のアジェンダに載り始めていることに、強い期待を持っているとし、「多くの改善が図られ、進展が見られることから、長期的には楽観的である」との回答があった。

## ○ カーボントラストを訪問 (9/7)

カーボントラストは、低炭素経済に英国が移行することを助けることを目的として、革新技術の開発のためのプログラムの提供、および既存の技術の導入・展開に対する英国企業への手助けを行っている。また、排出権取引プログラムにも関与している。

ここでは、温暖化交渉研究の第一人者である、マイケル・グラブ氏に話を伺うことができた。



EU-ETS の創設には大きな意味があり、仕組みはうまく出来ているとしつつ、まだプロセスがうまく機能しているとは言えず、今後数年はさらなる議論が繰り広げられるとの見方を示し、議論の対象の例として、ピーク時には 30 ユーロだったが、その後 10 ユーロ近くまで急落した、取引価格の変動の大きさを指摘した。

排出権取引制度の効果を考えるときに、価格の問題が重要なファクターであり、IPCC においても議論が交わされている。グラブ氏は、長期的に考えるならば、EU-ETS が環境問題に対して効果を発揮するには、少なくとも 12 ユーロ、できれば 20~40 ユーロに落ち着くのが理想であると見ている。

オーストラリア等ほかの排出権取引システムとのリンクについても、そうした価格の問題が障壁となっており、シカゴで 5 ドルという価格がつくなど、それぞれのマーケットでの取引価格に差がある状況下においては、困難であるという。

グラブ氏は、10 月にオーストラリアを訪ねるという。オーストラリアでは、州が全国規模のシステムを提言し、全州が賛同しており、首相の反対によりまだ実現していないが、現首相の退陣とともに、オーストラリアは京都議定書を批准するだろうとも言われているとのことである。

7 月の訪米で感じた「変化の兆し」を受け、日本がイニシアチブをとるべきときであると考えているが、産業界からの反対という政治的要因により、身動きが取れない状況にあるとの私見を述べたところ、グラブ氏からは、日本は伝統的に、米国やヨーロッパの状況を観察し、非常にゆっくりと行動を開始し、中間点を取るようなポジションを好むとの見解が示された。さらに、2013 年以降の世界は、我々がこの 2~3 年の間に京都議定書のコミットメントに対して、何をなし得るかによって左右され、日本が行動に移すのに時間がかかることで、手遅れとなりかねないとの指摘を受けた。

なお、気候変動や環境問題の将来に対する姿勢について、グラブ氏は「どのような進歩もよい進歩であるとする、慎重な楽観主義者」であるという。

カーボントラストのマイケル・グラブ氏との懇談のあと、日本からの続けての訪問者を迎えるというので誰かと尋ねたら、環境税の専門家である諸富徹・京都大学教授であった。諸富教授は、WWF ジャパンの排出権取引市場研究プロジェクトの一環での訪問で、その後の提言に結びついている。楽しい遭遇であった。

## ○ 訪英を終えて

滞在時間が実質1日半と非常に短かったが、上記の環境関係の面会のほかに、QCA（資格カリキュラム局）や欧州経済ウォッチャー等との意見交換などもあり、密度の濃いものであった。

初日には、インディペンデント紙コラムニスト、ハーミッシュ・マックレー氏と国際経済情勢について懇談し、最終日には、ブレア英首相の前経済顧問、ディレク・スコット氏と朝食をとり、現ブレア政権やブラウン首相後の英国について懇談した。

今回は特に、EU-ETSをはじめとする排出権取引制度について、専門家の見方を伺うことに重点を置いた。

いま日本では、環境省が自主参加型の国内排出量取引制度をはじめているが、今後、期間や事業者数の拡大などどのように進められていくのかについてはまだ不確定な状況である。自主参加型の先には、やはりキャップ&トレード型の国内排出権取引制度の創設、諸外国との制度調整、京都メカニズムとの関係というストーリーが描かれるべきであり、マーケットにおけるアドバンテージの獲得、金融手法における国際競争力の強化という観点からも、より早く進めていくことが重要である。

民主党として、排出権取引制度の導入についてオーソライズした意見は現段階でまとまっているわけではなく、NC了承済みの『中期的課題の中間報告』で「キャップ・アンド・トレード方式による国内排出量取引制度の本格的導入」との言及を明記しているものの、その後の議論は進んでいない。

11月にはナイロビでのCOP11/COPMOP2が開催される。今回の視察を踏まえ、温暖化対策における経済的手法の導入について、臨時国会以降の議論に結びつけていきたい。